# 令和7(2025)年度

# 進路のしおり

~より良い選択をめざして~



大阪府立富田林支援学校 進路部

# 目次

		はじめに、2 具体的な進路先・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.1-2
	<b>I</b> 3	高等部3年間の進路指導・進路に向けてのとりくみ・・・・・・・・・・・・・・P.3-4
	<b>4</b>	福祉サービスの基礎知識・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.5-6
	<b>I</b> 5	進路関係機関と進路行事・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.7
	<b>I</b> 6	知的障がい者関係機関・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.8-14
	<b>I</b> 7	資料······P.I5-25
*	◆₩	冊子は、身体障がい・知的障がい・精神障がい・難病等による障がいのある方のための
	福祉	Lのてびき 令和 5 年度版 より一部抜粋しています
	UR	L:https://www.pref.osaka.lg.jp/o090050/keikakusuishin/kankou/tebiki.html

#### 1 はじめに

本校進路部は、学級担任、ご家庭・施設と連携し、学校卒業後の『より良い選択』の実現に向けてサポートをするとともに、最新の情報を色々なかたちでお伝えしていきます。それが本冊子『進路のしおり』や中学部3年生以上の学年にお配りする『障がい福祉サービス事業所』冊子、それに随時発行の『進路ニュース』です。また進路見学会や福祉サービス事業所合同説明会など各種進路行事を開催しているので、ぜひ参加いただき、早くから興味・関心を持って、いろいろな情報を集めてください。いつでも、ご質問・ご意見・ご要望等いただければ、お答えしたいと思います。また最近は、情報化の時代です。インターネットを有効にお使いください。

この冊子の「障害」と「障がい」の表記については、『大阪府福祉の手引き(令和5年度版)』を参考にして表記しております。

#### 2 具体的な進路先

#### ①企業就職

一般的に支援学校には指定校求人はきません。そのため、本校では企業開拓といって、新聞の折り込み求人広告・求人雑誌・ハローワークでの求人票などを利用し、進路部教員を中心に企業へ職場開拓をします。また各生徒の希望職種を基に、各企業へ電話で「実習」の受け入れを依頼したり、障がいのある方を対象とした「就職面接会」へ訪問したりすることで、さまざまな職種へ「実習」や「見学」ができるように取り組んでいます。

企業実習については、基本的に2年生の1学期から体験実習を1回につき3~5日間行います。また、3年生からは採用の可能性のある企業で雇用前提の実習をします。障がい者雇用の可能性のある企業の場合、企業等に依頼しハローワークを通した雇用を求めます。企業に求人票を出していただき、一定の雇用条件を確認して内定通知をいただくようにしています。

②職業能力開発校等(訓練校)~ここでは知的障がいのある生徒対象の訓練校について紹介します~

障がいのある方が一般企業への就職をめざして、職業能力開発訓練をおこない、就労への促進を図るところです。 (生徒にはイメージしやすいように訓練校とよく言います。) 応募資格としては①自力で通校、通所が可能な方②療育 手帳を所持している方③自力で身のまわりの基本的なことができる方④公共職業安定所で求職登録をしている方 ⑤職業訓練を受けることにより就労が見込める方です。

本校からよく受験する知的障がいを対象としたA~Dの4校を紹介します。訓練期間はA~Cが1年。Dのみ2年です。 前期 (2024年度の例:願書受付 | | 月 | 日~・試験 | 2月 6・9・10日・発表 | 2月 18日)

A『大阪市職業リハビリテーションセンター』 (大阪市平野区喜連西 6-2-55) 06-6704-720 I ・ビジネスパートナー科・ワーキングスキル科

B『大阪障害者職業能力開発校』

(堺市南区城山台5丁 | 番3号) 072-296-8311

・ワークサービス科

C『大阪INA職業支援センター』

(箕面市稲 6-15-26) 072-729-7021

・グリーンハーベスト科 富田林キャンパス (富田林市甘南備 216)

その他 D『大阪市職業センター』(大阪市住之江区泉 I-I-IIO) 06-6685-9075 職業基礎 総合流通 ※希望の方については当該年度の募集案内をもとに進路懇談等で、詳しく説明いたします。

#### ③障がい福祉サービス事業所 (作業所)

いままで作業所と言っていました。(今でもよく言います)しかし名称は、昔と違って必ずしも末尾に〇〇〇作業所がつくとは限りません。カタカナやアルファベットの名称も増えました。各事業所は、「障がい者総合支援制度」(本冊子8ページ以降に掲載)によるサービス体系での事業展開をされています。以下は、本校卒業生が主に利用するサービスです。

#### 生活介護

介護や常時の見守りなど、一定程度の支援が必要な障がい者に日中活動を提供する事業です。介護の必要性が高い人たちが、一人ひとりの特性、体調などに応じて必要な介護を受けながら、安心して希望する活動を行えるよう支援するものです。

[利用者] ○障がい支援区分3以上(施設入所支援を利用する場合は4以上)

[サービス内容]○食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援

○軽作業などの生産活動や創作的活動の機会を提供する

#### 自立訓練

地域生活を営むうえで、身体機能・生活能力の維持・向上等のために、一定の支援が必要な障がい者に一人 ひとりの状態や希望に応じて、日常生活動作、社会活動参加、健康管理、その他についておおむね2年程度のプロ グラムをもとに、支援をおこないます。知的障がい者、精神障がい者への「生活訓練」と身体障がい者への「機能 訓練」の2種類があります。

#### 就労継続支援( A型 & B型 )

就労の機会を通じて、生産活動にかかる知識や能力の向上をめざす事業です。

雇用契約を結び「賃金」をもらいながら利用する「A型」。通所して授産的な活動をおこない、工賃をもらいながら利用する「B型」の2種類があります。

⇒支援学校卒業後すぐの就労継続支援 B型の事業所利用は、暫定支給決定における就労移行支援事業所を 利用し、そこでのアセスメントが必要です。詳しくは、進路懇談等で説明いたします。

#### 就労移行支援

一般就労など就労するために必要な知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性にあった職場への就労 につなげる事業です。おおむね2年程度のプログラムをもとに、職業訓練的な支援をおこないます。

#### 地域活動支援センター

- ※障がい福祉サービス事業所利用にあたり、ご確認いただきたいことは以下のとおりです。
- ① 事業所により、同じ分類でも施設面・支援内容等がさまざまです。本人・保護者様、ご自身でよくご確認ください。また、保護者会等があり参加の仕方、協力の仕方も様々です。
- ② 事業所と契約を交わすのは、本人・保護者の方です。

# 3 高等部3年間の進路指導・進路に向けてのとりくみ

学年	学期	懇談会·進路希望調査等	福祉サービス事業所関係	懇談会·進路希望調査等	福祉サービス事業所関係
		(4月)保護者進路説明会(全体会)	(4月)事業所実習希望申込	(4月)保護者進路説明会(全体会)	(4月)事業所実習希望申込
	l 学期	(4~5月)進路懇談会	事業所見学会(希望者)	(4~5月)進路懇談会	事業所見学会(希望者)
		(7月)期末進路懇談会	(7月)生徒向け事業所実習事前指導	(7月)期末進路懇談会	(7月)生徒向け事業所実習事前指導
	夏季休業中		(7・8月)事業所実習(2か所の実習可能)		(7・8月)事業所実習(2か所の実習可能)
l 年生	2 *** #n		事業所見学会(希望者)		事業所見学会(希望者)
	2学期	(12月)期末進路懇談会		(12月)期末進路懇談会	
	3学期	(I~2月)進路希望調查 (3月)期末進路懇談会	事業所見学会(希望者)	(I~2月)進路希望調查 (3月)期末進路懇談会	事業所見学会(希望者)
	l 学期	(4~5月)進路懇談会	(4月)事業所所実習希望申込 事業所見学会(希望者)	(4~5月)進路懇談会	(4月)事業所所実習希望申込 事業所見学会(希望者)
		(7月)期末進路懇談会		(7月)期末進路懇談会	
	夏季休業中		(7・8月)事業所実習(2か所の実習可能)		(7・8月)事業所実習(2か所の実習可能)
	0 1/4 #17	(10~11月)福祉懇談会	事業所見学会(希望者)	(10~11月)福祉懇談会	事業所見学会(希望者)
2年生	2学期	(12月)期末進路懇談会		(12月)期末進路懇談会	
			事業所見学会(希望者)		事業所見学会(希望者)
	3学期	(I~2月)進路希望調査		(I~2月)進路希望調査	
		(3月)期末進路懇談会		(3月)期末進路懇談会	
	l 学期	(4~5月)進路懇談会	※就労継続B型希望者は年間を通してアセスメント実習が必要です。	(4~5月)進路懇談会	※就労継続B型希望者は年間を通してアセスメント実習が必要です。
			(4月)事業所実習希望申込		(4月)事業所実習希望申込
		(7月)期末進路懇談会	(6月)生活介護実習(1 か所の実習可能)	(7月)期末進路懇談会	(6月)生活介護実習(1 か所の実習可能)
	夏季休業中		(7・8月)事業所実習(2か所の実習可能)		(7・8月)事業所実習(2か所の実習可能)
	<b>女子</b> //***		(この実習で進路希望先を確定していきます)		(この実習で進路希望先を確定していきます)
3年生		(9月~)進路希望調査	(9月~)進路希望先の決定 進路希望先が決まれば、保護者が直接事業所にその希望を伝え、了承を得ます。空き状況などにより、受け入れの可否が確定する時期がかなり遅くなる(I~2月)場合もあります。	(9月~)進路希望調査	(9月~)進路希望先の決定 進路希望先が決まれば、保護者が直接事業所にその希 望を伝え、了承を得ます。空き状況などにより、受け入れ の可否が確定する時期がかなり遅くなる(1~2月)場合 もあります。
3+1		(9月~)進路懇談会(希望者)		(9月~)進路懇談会(希望者)	
	2学期	※満18歳になると「障害支援区分認定」の調査があります。	※進路希望先の最終決定やその後の事業所との交渉は 保護者・本人が各自でおこないます。学校の進路部は 進路希望決定にあたり、保護者の相談に乗り、事業所 の空き状況などの必要な情報を提供します。また各事 業所とも密に連絡を取り合います。	※満18歳になると「障害支援区分 認定」の調査があります。	※進路希望先の最終決定やその後の事業所との交渉は 保護者・本人が各自でおこないます。学校の進路部は進 路希望決定にあたり、保護者の相談に乗り、事業所の空 き状況などの必要な情報を提供します。また各事業所と も密に連絡を取り合います。
	3学期		※卒業後の利用が確定すれば市役所・町村役場の福祉 課にサービス受給の申請を行い、事業所との利用契 約を結びます。		※卒業後の利用が確定すれば市役所·町村役場の福祉 課にサービス受給の申請を行い、事業所との利用契約を 結びます。

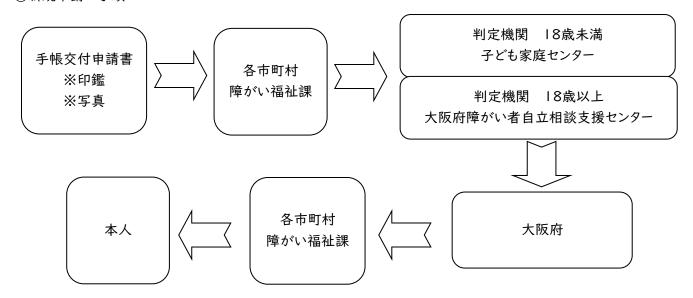
#### 4 福祉サービスの基礎知識

#### ★療育手帳を持っていますか?

**療育手帳 …** 知的障がい者(児)と保護者に対する療育の指導や知識の普及及び援護の相談などを受けやすく することを目的として、療育手帳を交付しています。また療育手帳には、障がいの程度として、重度 『A』・中度『B1』・軽度『B2』の区分があります。(都道府県によって障がい程度区分表示が異なり

※旅客鉄道株式会社旅客運賃減額の欄においては、第1種知的障がい、第2種知的障がい、という表記とな ります。

#### ①新規申請の手順



- ※ 堺市は 子ども家庭センター → 子ども相談所 → 大阪府障がい者自立相談支援センター → 堺市障がい者更生相談所 です。
- ② 手帳を持っていると障がいの程度に応じて各種手当、税におけるサービス、旅客運賃等の割引などのサービス が受けられます。

#### 【手当】

- 特別障がい者手当
- 障がい児福祉手当
- 大阪府重度障がい者(児)介護手当
- 特別児童扶養手当

#### 【年金】

○ 障がい基礎年金(次ページを参照)

#### 【税におけるサービス】

- 所得税 住民税 自動車税 自動車取得税
- 相続税 贈与税

#### 【医療におけるサービス】

○ 重度障がい者(児)医療費助成

#### 【割引】

- 有料道路割引 ○NHK 放送受信料の減免 ○交通運賃の割引
- ※ 詳しくは、各市町村の障がい福祉課にお尋ねください。

#### ☆ 障がい基礎年金 (国民年金) (身体障がい・知的障がい・精神障疹・い・難病等による障がいのある方のための福祉のてびき 令和 5 年度版 より一部抜粋)

概要	国民年金に加入されている人が病気やけが等により障がい者となったときに支給される年金です。
対象者	20歳前の傷病により20歳に達したとき(障がい認定日が20歳以後の場合はその障がい認定日)に障がい等級表の1級または2級に該当する程度の障がいの状態にある人または20歳に達したときに障がい等級表の1級または2級の障がいになかった人が、その後65歳に達するまでの間にその障がいが悪化し、障がい等級表の1級または2級の障がいの状態になり、65歳に達するまでの間に請求した人(事後重症制度)
年金額等	年金額は、1級が年額 993,750 円、2級が年額 795,000 円で、毎年2月、4月、6月、8月、10月、12月の6回に分けて支給されます。 また、子の加算額は、第1子及び第2子については、一人につき年額 228,700 円で、第3子以降については、一人につき年額 76,200 円です。 (注) 1 子の加算については、障がい基礎年金の受給権を得た当時、受給権者によって生計を維持されている子(18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある子か、20歳未満で1級または2級の障がいの状態にある子)があるときに加算されます。 2 年金額等は、法律等により改定されます。 ※障がい基礎年金に関する詳しい内容は、次の窓口までお問い合わせください。
窓口	各市町村国民年金担当課または社会保険事務所

# ☆ 交通運賃の割引 (身体障がい・知的障がい・精神障がい・難病等による障がいのある方のための福祉のてびき 令和 5 年度版 より一部抜粋)

#### ① 鉄道 (Osaka Metroについては別途)

乗車の形態	割引の対象者	割引の内容	割引率
障がい者本人が単独で 乗車する場合	・身体障がい者 ・知的障がい者	普通乗車券(片道100km を超える利用の場合のみ)	5割
介護者とともに乗車す る場合(介護者は1名ま	・第   種身体障がい者及びその介護者 ・第   種知的障がい者及びその介護者	<ul><li>・普通乗車券、回数乗車券</li><li>・急行券(特別急行券、座席指定券は除きます)</li><li>・定期券(本人が12歳未満の場合は、介護者のみ)</li></ul>	5割
(で)	・第2種身体障がい者の介護者 ・第2種知的障がい者の介護者 (障がい者本人が   2 歳未満の場合のみ)	・定期券(本人が12歳未満の場	5割 ※介護者 のみ

#### ② バス(大阪シティバスについては別途)

乗車の形態	割引の対象者	割引の内容	割引率
		普通乗車券、	
障がい者本人が単独	・身体障がい者	回数券(回数券の種類により割引	5割
で乗車する場合	・知的障がい者	のない場合があります。)	
		定期券	3割
		普通乗車券、	
	・第   種身体障がい者及びその介護者	回数券(回数券の種類により割引	5割
介護者とともに乗車す	・第1種知的障がい者及びその介護者	のない場合があります。)	
る場合(介護者は1名ま		定期券	3割
で)	第2年自体院がい老の人業者	普通乗車券、	
	・第2種身体障がい者の介護者	回数券(回数券の種類により割引	5割
	・第2種知的障がい者の介護者	のない場合があります。)	

	定期券	3 割
		1

#### 5 進路関係機関 と 進路行事

#### 大阪府障がい者自立相談支援センター ( 旧 サポートセンター )

18歳以上の知的な障がいのある人や、その家族の相談を受けています。困っていることやこれからの生活の相談ができます。18歳以上の療育手帳の更新もしてくれます。利用に関しては、市役所か町村役場の障がい福祉担当窓口です。

#### 障害者就業・生活支援センター

「就職がなかなかできない」、「採用されてもすぐに辞めてしまう」、「仕事を教えてほしい」、「仕事が長続きしそうにない」そのような悩みをお持ちの障がい者のため、就業だけでなく生活面からも一体的に支援してくれます。

#### 障害者生活支援センター

障がい者やその家族の地域における生活を支援するため在宅福祉サービスの利用援助・社会資源の活用や社会生活力を高めるための支援・ピアカウンセリング・介護相談・情報の提供及び専門機関の紹介等をおこなっています。

#### 大阪障害者職業センター

障がい者に対して、ハローワーク(公共職業安定所)と協力して、就職に向けての相談、職業能力等の評価、就職前の支援から、就職後の職場適応のための援助まで、個々の障がいの状況に応じた継続的なサービスを提供しています。

職業評価 大阪障害者職業センターが就職の希望などを把握したうえで、職業能力等を評価し、それらを基に就職して職場に適応するために必要な支援内容・方法等を含む、個人の状況に応じた支援計画を策定します。

★基本的に支援学校在籍中、職業評価はおこないません。(大阪障害者職業センターより)

重度知的障害者判定:障がい者が就労する企業に対して活用される判定

福祉懇談会(学校主催 高等部2年生10月ごろ)

各市町村障がい福祉課、相談支援事業所に来校していただきます。地区ごとに各市町村福祉課中心に個別懇談で進路相談をしてもらいます。

#### 職業相談(就職相談)(学校主催 高等部3年生1学期末懇談時)

就職および職業能力開発施設(訓練校)を希望する人は、高等部3年生の | 学期末懇談に合わせ、ハローワーク職員に来校してもらい職業相談会をします。その後、ハローワークにて、求職登録をします。

# 6 知的障がい者関係機関 (身体障がいい知的障がい・精神障がいい難病等による障がいのある方のための福祉のてびき 令和 5 年度版 より一部抜粋)

#### ① 相談機関

大阪府障がい者自立相談支援センター 知的障がい者支援課!		住吉区大領3-2-36 大阪府障がい者医療・リハビリテーションセンター内	06-6692-5263						
大阪府富田林子ども家庭センター 5		富田林市寿町2-6-1 南河内府民センタービル内	0721-25-1131						
所轄区域 : 富田林市·河内長野市·大阪狭山市·太子町·河南町·千早赤阪村·松原市·羽曳野市·藤井寺市									

#### ② 福祉事務所・市町村障がい者福祉担当課

富田林市 福祉事務所 子育て福祉部障がい福祉課	584-8511	富田林市常磐町   -	0721-25-1000
河内長野市 福祉事務所 保健福祉部障がい福祉課	586-0021	河内長野市市原町   -   -	0721-53-1111
大阪狭山市 福祉事務所 保健福祉部福祉グループ	589-0005	大阪狭山市狭山 I - 2384- I	072-366-0011
太子町 福祉室 福祉室福祉グループ	583-8580	太子町山田88	0721-98-5519
河南町 高齢障がい福祉課 健康福祉部高齢障がい福祉課	585-8585	河南町白木1359-6	0721-93-2500
千早赤阪村 健康福祉課	585-8501	南河内郡千早赤阪村水分180	0721-72-0081

#### ③ ハローワーク(公共職業安定所)

ハローワーク河内長野 !		河内長野市昭栄町7-2	0721-53-3081						
管轄区域 : 富田林市·河内長野市·大阪狭山市·太子町·河南町·千早赤阪村									
ハローワーク藤井寺	583-0027	83-0027 藤井寺市岡2-10-18 DH藤井寺駅前ビル3階 072							
管轄区域 : 柏原市·松原市·羽曳野市·藤井寺市 ※	この管轄区	∑域には「アゼリア柏原」にもハローワークコーナーがあります							
ハローワーク堺	590-0078	堺市堺区南瓦町2-29 堺地方合同庁舎I~3階	072-238-8301						
管轄区域 : 堺市									

#### ④ 障害者就業・生活支援センター

南河内南障害者就業・生活支援センター	586-0025	河内長野市昭栄町2-1-101	0721-53-6093						
対象地域 : 富田林市·河内長野市·大阪狭山市·太子町·河南町·千早赤阪村									
南河内北障害者就業・生活支援センター	583-0856	583-0856 羽曳野市白鳥3-16-3木村ビル4F (							
対象地域 : 松原市·羽曳野市·藤井寺市									
堺市障害者就業・生活支援センター エマリス	590-0808	堺市堺区旭ヶ丘中町4-3-1	072-275-8162						
対象地域 : 堺市									

# ⑤ 相談支援事業所 (身体障がい・知的障がい・精神障がい・難病等による障がいのある方のための福祉のてびき 令和 5 年度版 より一部抜粋)

市町村名	名称	郵便	所在地	電話番	FAX	利用日	利用時間	身体障が	知的	象となる 精神 障が	難病	子ども
13 40		番号		号 0721-24-	0721-24-			O	相談に	応じるこ	とができ	
	相談支援事業 ピーチネット	584-0008	富田林市大字喜志2067番地	8626	8626	月~金	9:00~17:00	0	0	0	0	0
	地域活動支援センター ときわぎ	584-0092	富田林市昭和町二丁目2番6号	0721-25- 1516	0721-25- 1095	月~金	9:00~17:00	0	0	0	0	0
	四天王寺悲田富田林苑	584-0082	富田林市向陽台一丁目3番20 号	0721-29- 0500	0721-29- 0282	月~金	9:00~17:30	0	0	0	0	0
	サンキューネット・ケアプランセンター	584-0078	富田林市加太一丁目16番24号	072-365- 2352	072-365- 2362	月~金	9:00~17:00	0	0	0	0	0
	テンダァハート相談支援事業所	584-0072	富田林市高辺台一丁目11番18 号 2階	0721-28- 9061	0721-28- 7829	月~金 第2•第4土	9:00~16:00	0	0	0	0	0
	つじやま相談室	584-0081	富田林市大字廿山20番7号	0721-28- 5311	0721-40- 1513	月~金	9:00~17:00	0	0	0	0	0
	障がい者相談支援センターココ	584-0028	富田林市中野町西一丁目150 2番地3	0721-69- 8881	0721-69- 8882	月~金	9:00~18:00	0	0	0	0	0
	拓サポート	584-0069	富田林市錦織東三丁目1番9号 ソラーナの里103号室	080-1467- 2965	0721-26- 8882	月~金	9:00~17:00	0	0	0	0	0
	相談支援事業 陽だまり	584-0048	富田林市西板持町二丁目1番3 8号	0721-21- 6449	0721-21- 5571	月~金	9:00~17:00	0	0	0	0	0
	ブーケ相談支援センター	584-0055	富田林市伏見堂95番地	0721-34- 1196	0721-34- 1196	月~金	8:45~17:15			0		
	相談支援センターひまわり	584-0086	富田林市津々山台四丁目5番18 号	0721-81- 0208	0721-81- 1166	月~金	10:00~15:00	0	0	0	0	0
	ケアセンターあん	584-0043	富田林市南大伴町一丁目5番2 9号(105)	070-2327- 1649	0721-21- 7025	月~金	9:00~18:00	0	0	0	0	0
富	アプローチ寺池	584-0073	富田林市寺池台2丁目12-8	0721-29- 8655	0721-29- 8655	月~金	10:00~18:00	0	0	0	0	0
田林	相談支援センターめぐみ	584-0083	富田林市小金台四丁目10番7号	0721-26- 9569	0721-26- 9569	月~金	9:00~17:00	0	0	0	0	0
市	生活相談らぽーと	584-0062	富田林市須賀二丁目26番7号	0721-56- 5000	0721-52- 0718	月・水	9:00~12:00	0	0	0	0	0
	すくよか	584-0054	富田林市大字甘南備216番地	0721-34- 2201	0721-34- 2205	月・火 木・金	10:00~12:00	0	0	0	0	
	相談支援センターこんごう	584-0054	富田林市大字甘南備216番地	0721-69- 5036	0721-69- 5037	月~金	13:45~17:45	0	0	0	0	
	相談支援センターにじょう	584-0054	富田林市大字甘南備216番地	0721-26- 8013	0721-26- 8015	木	8:30~17:15	0	0	0	0	
	基幹相談支援センター聖徳園 みどりの風	584-0049	富田林市川向町6番31号	0721-26- 8627	0721-26- 8628	月~金 第1.第3土	9:00~17:00	0	0	0	0	0
	相談支援事業所はばたき	584-0014	富田林市川面町二丁目5番19号	0721-20- 5288	0721-25- 2060	月~金	8:30 <b>~</b> 17:15	0	0	0	0	
	相談支援事業所アイリス	584-0045	富田林市山中田町一丁目17番 17-1号	0721-21- 1811	0721-22- 1811	月~金	9:00~18:00	0	0	0	0	0
	ジャンプ	584-0082	富田林市向陽台五丁目7番10 号	0721-89- 2152	0721-89- 2152	月~金	11:00~17:00	0	0	0	0	0
	相談支援事業所 こどもサポートみかん	584-0001	富田林市梅の里2-32-5	0721-26- 8233	0721-26- 8234	火・水 金・土	9:30~17:30	0	0	0	0	0
	アイル	584-0048	富田林市西板持町7-15-1 8	0721-69- 6081	0721-69- 6081	月・水 金	9:30~16:30	0	0	0	0	0
	はるかケアぶらす	584-0039	富田林市美山台7番1-204 号	0721-68- 7930	0721-68- 7930	月~金	9:00~17:30	0	0	0	0	0
	相談支援センターハウ	584-0036	富田林市甲田一丁目3-28 仲谷文化9号室	0721-26- 7805	0721-26- 7806	月~金	9:00~18:00	0	0	0	0	0
	相談支援あおいろさぽーと	584-0062	富田林市須賀三丁目2-36 喜田ハイツ5号室	070-9122- 6207	-	火~土	10:00~19:00 土:10:00~14:00	0	0	0	0	0

# ⑤ 相談支援事業所 (身体障がい・知的障がい・精神障がい・難病等による障がいのある方のための福祉のてびき 令和 5 年度版 より一部抜粋)

市町村名	名称	郵便 番号	所在地	電話番号	FAX	利用日	利用時間	身体障が	知的	象となる 精神 障が 応じるこ	難病患者	子ども
	ピアセンターかわちながの	586-0033	河内長野市喜多町663-1	0721-70- 7002	0721-70- 7003	月~金	9:00~17:30	0	0	0	0	0
	こころッと	586-0015	河内長野市本町10-5アダチ ビル201	0721-87- 0350	0721-87- 0350	月~金	9:00~17:30	Δ	Δ	0	Δ	Δ
	相談支援センター きらら	586-0024	河内長野市西之山町2-21	0721-26- 8075	0721-53- 6084	月~金	9:00~17:30	0	0	0	0	Δ
	河内長野市社会福祉協議会 相談支援事業所	586-0033	河内長野市喜多町663-1	0721-64- 9000	0721-64- 0222	月~金	9:00~17:30	0	0	0	0	
	相談支援室れんげのおか	586-0032	河内長野市栄町25番37号	0721-26- 9190	0721-26- 9941	月~金	9:00~18:00	0	0	0	0	0
	相談支援事業所ゆっくり	586-0011	河内長野市汐の宮町33番34 号	0721-21- 7390	0721-56- 3123	月~土	9:00~17:00	0	0	0	0	0
	相談支援センターmum	586-0046	河内長野市中片添町11番9号	0721-55- 2274	0721-55- 2276	月~金	9:00~17:30					0
	しょうとく園子ども相談支援室	586-0034	河内長野市上田町200番地の 1	0721-65- 1877	0721-64- 8298	月~金	13:30~16:30	Δ	Δ	Δ	Δ	0
	ケア南海株式会社相談支援事業所	586-0002	河内長野市市町765番1	0721-52- 0203	0721-52- 0330	月~金	9:00~17:30	0	0	0	0	0
河内長	相談支援センターあゆみ	586-0076	河内長野市大矢船北町2番15 号	0721-56- 7311	0721-56- 7316	月~金	9:00~17:30	0	0	0	0	0
野市	こころサポートぽえむ	586-0032	河内長野市栄町1番4号	0721-56- 7861	0721-56- 7862	月~金	9:00~17:30	0	0	0	0	0
	ありがとうケアプランセンター	586-0075	河内長野市大矢船中町21番9 号	0721-21- 6220	0721-21- 4101	月~金	8:30~17:30	0	0	0	0	0
	ほほえみ介護センター	586-0024	河内長野市西之山町2番1オオ タニビル202号	0721-55- 4920	0721-55- 4919	月~金	9:00~17:30	0	0	0	0	0
	スマイルハート	586-0026	河内長野市寿町6番54号	080-3768- 8256	0721-54- 1117	月~金	9:00~17:30	0	0	0	0	0
	TANGO	586-0048	河内長野市三日市町560番地 の61末広ビル3階	0721-51- 2000	0721-81- 8851	月~金	9:00~17:30	0	0	0	0	0
	サンクスつながりワーキング	586-0001	河内長野市木戸3-19-1-903号	050-3778- 2940	050-3737- 1490	月~金	9:00~17:00	0	0	0	0	0
	相談支援りんく	586-0068	河内長野市北青葉台2-16 Lächens Grün 1F	0721-26- 7576	0721-25- 7528	月~金	9:30~17:30	0	0	0	0	0
	相談支援えれふぁんて	586-0012	河内長野市菊水町8番3号 釜 平ビル2階	0721-69- 9390	0721-69- 9391	月・火 木・金	10:00~12:00	0	0	0	0	
	相談支援センターOSSU	586-0048	河内長野市三日市町32-1 フォレスト三日市3F	0721-26- 7069	0721-26- 7096	月~金	9:00~18:00	0	0	0	0	
	相談支援事業所 Bees	586-0022	河内長野市本多町4-9 中谷ハウス2A号室	0721-81- 5385	0721-68- 7971	月~金	9:30 <b>~</b> 17:30					0
	地域活動支援センター いーず	589-0005	大阪狭山市狭山1-2382-1- 203	072-367- 3990	072-367- 0033	月〜金 第1・3土	9:00~17:30	Δ	Δ	0	Δ	
	相談支援センター ぱるぱる	589-0011	大阪狭山市半田1-624-3	072-368- 8666	072-288- 4511	月~金	9:00~17:45	0	0	0	0	0
	しんき支援センター	589-0013	大阪狭山市茱萸木7-1411- 2	072-220- 7120	072-220- 7126	月~金	9:00~17:00	0	0	0	0	0
	基幹相談支援センター	589-0005	大阪狭山市狭山1-862-5	072-365- 1144	072-368- 9933	月~金	9:00~17:30	0	0	0	0	0
	さちケアプランセンター	589-0023	大阪狭山市大野台2-13-7	072-366- 8100	072-366- 8700	月~金	9:00~18:00	0	0	0	0	
	マザーらびっと	589-0007	大阪狭山市池尻中2-6-12-A 102	072-368- 2030	072-368- 2730	月~金	9:00~18:00	0	0	0	0	
大阪	障がい相談支援センターおもちゃ館	589-0022	大阪狭山市西山台6-16-5	072-349- 9050	072-365- 6688	月~金	9:00~18:00	0	0	0	0	0
狭山	相談支援センターわおん	589-0023	大阪狭山市大野台4-1-19	072-360- 0720	072-360- 0722	月~金	8:30~17:30	0	0	0	0	0
市	総合ケアプランセンター	589-0022	大阪狭山市西山台3-5-18 井上ビル2F	072-367- 8077	072-367- 8004	月~金	9:00~17:00	0			0	0
	アドバイザーWITH	589-0022	大阪狭山市西山台6-1-9	080-2511- 0683	072-365- 3958	月~金	9:00~18:00	0	0	0		0
	れふあケアプランセンター	589-0023	大阪狭山市大野台2-11-2	072-350- 0397	072-350- 9345	月~金	9:00~17:00	0	0	0	0	0
	相談支援けいかく屋	589-0013	大阪狭山市茱萸木8-1552- 16	072-349- 7025	072-349- 7025	月~金	9:00~17:00		0	0		
	ハピネスラボ	589-0013	大阪狭山市茱萸木4-246-1- B	072-366- 1206	072-366- 1207	月	13:30 <b>~</b> 17:30	0	0	0	0	0
	相談支援事業所にしかぜ	589-0034	大阪狭山市山本中1358	090-3828- 2598	072-290- 7153	月~金	10:00~18:00	0	0	0	0	0
	あおばケアプランセンター	589-0004	大阪狭山市東池尻1-2198 -1	072-365- 7843	072-365- 7844	月~金	8:45~17:00			0		

# ⑤ 相談支援事業所 (身体障がい・知的障がい・精神障がい・難病等による障がいのある方のための福祉のてびき 令和 5 年度版 より一部抜粋)

			4n /4						対象となる方			
市町村名	名称	郵便 番号	所在地	電話番号	FAX	利用日	利用時間	身体障が	知的 障が	精神 障が	難病患者	子ども
		н 5						0	相談に	応じるこ	とができ	<u>る</u>
	相談支援事業 ピーチネット	584-0008	富田林市大字喜志2067番地	0721-24- 8626	0721-24- 8626	月~金	9:00~17:00	0	0	0	0	0
太	生活支援相談室 しなが	583-0993	太子町大字畑100-1	0721-98- 5001	0721-98- 5678	月~日	9:00~18:00	0	0	0	0	0
A 子 町	地域活動支援センター ときわぎ	584-0092	富田林市昭和町二丁目2番6号	0721-25- 1516	0721-25- 1095	月~金	9:00~17:00	0	0	0	0	0
,	聖徳園みどりの風	584-0049	富田林市川向町6番31号	0721-26- 8627	0721-26- 8628	月~金	9:00~17:00	0	0	0	0	0
	相談支援m	585-0002	河南町大字一須賀399-1	0721-93- 1771	0721-93- 7137	月・水・金	9:00~17:00	0	0	0	0	0
	生活支援相談室 しなが	583-0993	太子町大字畑100-1	0721-98- 5001	0721-98- 5678	月~日	9:00~18:00	0	0	0	0	0
	相談支援事業 ピーチネット	584-0008	富田林市大字喜志2067番地	0721-24- 8626	0721-24- 8626	月~金	9:00~17:00	0	0	0	0	0
河南	地域活動支援センター ときわぎ	584-0092	富田林市昭和町二丁目2番6号	0721-25- 1516	0721-25- 1095	月~金	9:00~17:00	0	0	0	0	0
町	聖徳園みどりの風	584-0049	富田林市川向町6番31号	0721-26- 8627	0721-26- 8628	月~金 第1•第3土	9:00~17:00	0	0	0	0	0
	相談支援センターレガート	583-0991	太子町大字春日1198番16号	0721-55- 2977	0721-55- 2978	月~金	9:00~17:00	0	0	0	0	0
	サニスタオフィス	583-0991	太子町大字春日87番1号	0721-55- 4499	0721-55- 4499	月~金	9:00~17:45	0	0	0	0	0
_	生活支援相談室 しなが	583-0993	太子町大字畑100-1	0721-98- 5001	0721-98- 5678	月~日	9:00~18:00	0	0	0	0	0
千早赤	相談支援事業 ピーチネット	584-0008	富田林市大字喜志2067番地	0721-24- 8626	0721-24- 8626	月~金	9:00~17:00	0	0	0	0	0
が 版 村	地域活動支援センター ときわぎ	584-0092	富田林市昭和町二丁目2番6号	0721-25- 1516	0721-25- 1095	月~金	9:00~17:00	0	0	0	0	0
	マザーズネット	585-0053	千早赤阪村小吹68番地の48 7	0721-21- 7671	0721-21- 7671	月~金	9:30~18:30					0

# 2025(令和7年度) 南河内地区周辺等作業所 (今年度の事業所冊子より) 令和7年1月現在

			美川 (今年度の事業所冊子より) 令		
市町村	<b>名称</b>	郵便番号	住所	電話番号	FAX
富田林市	アイル(1'11)	584-0048	富田林市西板持町7-15-18	0721-69-6081	0721-69-6081
	銀杏	584-0023	富田林市若松町東2-6-19	0721-25-9939	0721-55-2111
	パレット	584-0071	富田林市藤沢台6丁目9-4	0721-21-6769	0721-21-6769
	そら(障害者支援施設こんごう通所部)	584-0054	富田林市甘南備216	0721-69-5031	0721-69-5037
	第2あしべ作業所	584-0024	富田林市若松町5-14-24	0721-55-4570	0721-55-4570
	<b></b> 五共同作業所	584-0042	富田林市北大伴3-5-30	0721-25-5649	0721-26-7551
	第2拓作業所	584-0052	富田林市大字佐備1381-1	0721-33-2580	0721-33-2581
	チャレンジ	584-0024	富田林市若松町東1丁目2番38号	0721-21-8568	0721-21-8568
	つじやま作業所	584-0081	富田林市廿山20-7	0721-40-1511	0721-40-1513
	テンダア・ハート(高辺台)	584-0072	富田林市高辺台1-2-12	0721-28-9061	0721-28-7829
	テンダア・ハート(錦織)	584-0069	富田林市錦織東3-11-5	0721-28-9061	0721-28-7829
	テンダァぷらす	584-0072	富田林市高辺台1-11-18	0721-28-9061	0721-28-7829
	てんだぁじないまち	584-0033	富田林市富田林町23-11	0721-28-9061	0721-28-7829
	てんだぁさてらいと	589-0006	大阪狭山市金剛2-7-2	0721-28-9061	0721-28-7829
	桃花塾通所部	584-0008	富田林市貴志2067	0721-23-5263	0721-23-5217
	なの花	584-0048	富田林市若松町東1丁目205番地1	0721-69-6644	0721-69-6645
	バンジー	584-0048	富田林市西板持6-6-32	0721-21-6187	0721-21-6187
	工房はんど		富田林市錦織中1-14-1	090-3943-5810	050-1526-9013
	まんてん	584-0014	富田林市川面町2-5-18	0721-20-5288	0721-25-2060
	わくわく富田林	584-0014	富田林市川面町2-5-19		0721-25-2060
	WORK IN PEACE		富田林市若松町2-3-2太陽ビル2F-205		0721-55-2961
	ワークショップ アイ		富田林市向陽台5-5-15 1階		0721-29-4295
	陽だまり		富田林市西板持町2-3-23		0721-21-1105
	ココビジネススクール		富田林市藤沢台6-23-38		0721-55-2756
	ヴァルム		富田林市西板持町8-15-12		0721-35-3566
	メープル関西	584-0073	富田林市寺池台1-9金剛ショッピングモール1階		0721-68-7078
	トキヲコエテ		富田林市若松町東2-6-2		0721-23-8062
	ジョブタス富田林		大阪富田林市常盤町13-17		0721-23-2002
	joy		富田林市錦織東3-3-13		0721-23-8586
					0721-69-7300
	プラスjoy		富田林市若松町2-3-15		
	笑い家		富田林市喜志町2-4-20		0721-69-8364
	おおきなかぶ		富田林市川向町了一了		0721-35-8288
	ギア・アップ櫂		富田林市若松町5-12-37 サンビレッジ杉山A102	090-6758-3637	0704 55 0044
四四位	スマイルKOBO A型		大阪府河内長野市木戸2-32-7(木戸事業所)		0721-55-3014
	スマイルKOBO B型		大阪府富田林市須賀2-6-7-201(須賀事業所・滝谷事業所)		0721-55-3014
	ライフサポートあおぞら/ワーククリエイトあおぞら		河内長野市楠ケ丘43-1		0721-62-8501
	566	586-0068	河内長野市北青葉台2-16 レシエンスグラン1F 2F		0721-26-7528
	障がい者デイサービスかえで 		河内長野市野作町1-20 1階		0721-55-4887
	On KiTCHEN	586-8501	河内長野市原町1-1-1 河内長野市役所食堂	0721-53-5556	0721-53-5557
	共働事業所 かすみ荘	586-0011	河内長野市汐の宮町33-34	0721-56-3123	0721-56-3123
	地域生活総合支援センターきらら(就労移行)	586-0024	河内長野市西之山町2-21	0721-53-6091	0721-53-6084
	地域生活総合支援センターきらら(生活介護)	586-0024	河内長野市西之山町2-21	0721-53-5989	0721-53-6084
	オリーブ	586-0033	河内長野市喜多町663 イズミヤ4階	0721-64-9000	0721-64-0222
	つぼみ	586-0024	河内長野市西之山町4-31	0721-69-6508	0721-69-6508
	ミライエ河内長野	586-0032	河内長野市栄町1-18	0721-52-0337	0721-52-0336
	輪くる	586-0026	河内長野市寿町11-5-103	0721-54-1151	0721-54-1151
	サポートセンター レオ	586-0013	河内長野市向野町302-1	0721-50-1300	0721-50-1301
	ワークサポートなないろ	586-0033	河内長野市楠町東1585-3 辻ビル4階	0721-50-0170	0721-50-0180
	ワークメイト聖徳園	586-0094	河内長野市小山田町379-13	0721-55-6568	0721-55-0517
	プライド	586-0009	河内長野市木戸西町3-4-16	0721-89-2436	0721-89-2436
-			· · · · · ·		-

市町村	名称	郵便番号	住所	電話番号	FAX
河内長野市	so-youワークス	586-0036	河内長野市高向577	0721-21-8651	0721-21-8652
	can-beワークス	586-0015	河内長野市本町26-29 福田ビル2F	0721-60-6870	0721-21-8652
	あかみね	586-0094	河内長野市小山田町379-16	0721-56-1590	0721-56-1592
	かれん	586-0077	河内長野市南花台4-18-23	0721-62-4704	0721-81-5505
	ななほしベース天野	586-0086	河内長野市天野町682-1	0721-52-7704	0721-52-7705
	なっつ	586-0014	河内長野市長野町4-9 うすやビル3階	0721-70-7742	0721-70-7742
	ククナ河内長野	586-0021	河内長野市原町1-2-7 藤伸ビル1F	0721-53-8050	0721-53-8051
	海狸~かいり~	586-0012	河内長野市菊水町9-8	0721-70-7000	0721-70-7010
	おーる♪すまいる	586-0032	大阪府河内長野市栄町1-4	0721-60-6750	0721-60-6750
	就労継続支援B型こころ	586-0024	大阪府河内長野市西之山町11-14 e-garden 2F	0721-26-8463	0721-26-8463
大阪狭山市	大阪狭山市障害者地域活動センターさつき	589-0021	大阪狭山市今熊1丁目80番地、82番地	072-366-2022	072-366-0880
	おーじー・ライマン作業所	589-0021	大阪狭山市今熊1丁目550-4	072-289-8731	072-349-8772
	サニーサイド作業所	589-0012	大阪狭山市東茱萸木2-1920-1	072-349-9031	072-349-9037
	たんぽぽの丘	589-0034	大阪狭山市山本中1358番地	072-289-7503	072-290-7153
	のんのん	589-0013	大阪狭山市茱萸木6-1083-1	072-349-8598	072-349-8598
	生活介護パークス	589-0022	大阪狭山市茱萸木8-2069-8	072-360-1124	072-360-1125
	パークス西山台	589-0022	大阪狭山市西山台3丁目14-8	072-289-8147	072-349-6899
	ワークおもちゃ館/ひなた	589-0022	大阪狭山市西山台6-16-5	072-349-9035	072-365-6688
	ワークくみのき	589-0012	大阪狭山市茱萸木3-2153	072-368-8550	072-368-8551
	わおんぷらす	589-0023	大阪狭山市大野台1-32-58	072-289-7455	072-289-7499
	WAiWAi (ワイワイ)	589-0021	大阪狭山市今熊七丁目189-1 S-201	080-7604-3697	050-3512-4108
	ふあり	589-0022	大阪狭山市西山台3-5-11	072-202-8607	072-202-8607
	十人百色	589-0022	大阪狭山市西山台3丁目4-1	072-320-9011	072-320-9012
	焙煎香房シマノ	589-0013	大阪狭山市茱萸木4丁目238-1	072-365-1051	072-365-0253
	生活介護事業所ヒカリヘ	589-0022	大阪狭山市西山台6丁目13-9ガーデンハイム狭山A棟114号・111号	072-204-5716	072-204-5716
	はっぴぃはうす	589-0021	大阪狭山市今熊1丁目4-6	072-367-1510	072-367-1510
	ジョブタス大阪狭山	589-0021	大阪狭山市今熊3丁目433-26	072-248-4194	
	Coco mint (ココミント)	589-0022	大阪狭山市西山台3-2-5	070-3354-7159	072-247-4847
	Workbase狭山池	589-0032	大阪狭山市岩室1402-2	0720-320-9207	072-320-9207
南河内郡	あしべ作業所	585-0005	南河内郡河南町大宝4-20-8	0721-70-7806	0721-70-7807
	あすかの園	585-0011	南河内郡河南町大字一須賀399-1	0721-93-7002	0721-93-7137
	工房花水木	585-0014	南河内郡河南町大字白木1035	0721-93-1515	0721-93-1517
	つばき作業所	583-0991	南河内郡太子町春日963-1	0721-98-4090	0721-98-4090
	ぽらりす	585-0002	南河内郡河南町大字一須賀768-1	0721-70-7222	0721-70-7411
	山ゆり作業所	585-0053	南河内郡千早赤阪村小吹68-780	0721-72-1443	0721-72-1453
	デイジー	583-0992	南河内郡太子町大字春日110	0721-68-7711	0721-68-7711
	クレシェンド	583-0991	南河内郡太子町春日1198-16	0721-55-2977	0721-55-2978
	エイブル大阪/チャレンジド工房	583-0992	南河内郡太子町山田1918	0721-98-4455	0721-98-3988
	シンスリー太子(にじいろふぁーむ)	583-0995	南河内郡太子町太子122-1	0721-69-8083	0721-69-5583
	桜梅桃李	585-0002	南河内郡河南町大字一須賀152-1-2F	0721-26-9991	0721-26-9992
	生活介護 花なん	585-0004	南河内郡河南町大字山城583-8	0721-21-1909	0721-21-4685
羽曳野市	たけるの里 あすか	583-0848	羽曳野市川向85-1	072-959-2062	072-957-7020
	たけるの里 たちばな	583-0881	羽曳野市島泉8-8-1	072-938-9770	072-938-9770
	はびきの園	583-0841	羽曳野市駒ヶ谷106-1	072-957-4041	072-957-2215
	ハピバール	583-0861	羽曳野市西浦1112-2	072-958-3232	072-958-3434
	古市ひまわり園	583-0858	羽曳野市南古市3-67-1	072-958-7070	072-958-7080
	ひまわり園	583-0864	羽曳野市羽曳が丘3-24-1	072-957-4500	072-931-9004
	えがお羽曳野	583-0876	羽曳野市伊賀38-3	072-931-0575	072-931-0576
	ホープスオンデマンド	583-0876	羽曳野市伊賀3丁目18番1号	072-937-5515	072-937-5520
	就労継続支援B型みらい	583-0876	羽曳野市伊賀1-18-4	072-931-9993	072-931-9993
	1	1	1	I	i

市町村	名称	郵便番号	住所	電話番号	FAX
市程史区	恵我之荘あったか	583-0886	羽曳野市恵我之莊1丁目7番6号	072-931-3001	072-931-3002
	ラーメンあったか 5		羽曳野市恵我之莊2丁目1番4号2階	072-979-7224	072-979-7225
	さくら福祉訓練所	583-0007	藤井寺市林6-6-30	072-926-8545	072-926-8545
藤井寺市	わっと	583-0027	藤井寺市岡2-12-6進和ビル3階	072-930-0733	072-930-0733
際分子で	サンク藤井寺	583-0024	藤井寺市藤井寺1-3-21ハイムセンチュリー1階	072-937-3325	072-937-3375
	オレンジワークス藤井寺	583-0077	藤井寺市沢田1-30-21 オースクレインハイツ102	072-931-9641	072-931-9642
柏原市	障害福祉サービス夢工房くるみ	582-0026	柏原市旭ケ丘3丁目13番82号	072-978-3080	072-978-3081
	支援センターしらさぎ	599-8107	堺市東区白鷺町2-9-32	072-285-5521	072-288-2026
	菩提の家	599-8103	堺市東区菩提町1-53-1	072-287-1584	072-287-1585
	はたけの家ぼだい	599-8103	堺市東区菩提町2-15	072-288-5775	072-288-5776
	パン工房アンビション	590-0113	堺市南区晴美台1-30-5	072-293-3900	072-293-6500
堺市	ワークセンターヴァンサンクつつじ	587-0021	堺市美原区小平尾953	072-369-7224	072-369-7225
Mith	ほんまちライフ ひこぼし	587-0012	堺市美原区多治井105-3	072-288-6900	072-288-6900
	リトハウス中百舌鳥	591-8023	堺市北区中百舌鳥町5-660-1スタツィオーネ中百舌鳥201	072-257-7077	072-257-7078
	リトハウス堺	590-0985	堺市堺区戒島町4-45-1 ポルタスセンタービル5階	072-232-0011	072-232-0012
	スマイルランドひのき	587-0051	大阪府堺市美原区北余部15-1	072-362-2750	072-362-2758
	CONNECT堺東	590-0079	堺市堺区新町4-4-7 材庄ビル 3階 AB号室	072-242-3377	072-242-3378
和泉市	ライフスクールのあ	594-0053	和泉市芦部町221番	0725-99-8767	0725-99-8767
TUZKIP	ワークスクールのあ	594-0065	和泉市観音寺町877-1	0725-51-7903	0725-51-7904
大阪市	就職予備校み・らいずワークス なんば校	556-0011	大阪市浪速区難波中3丁目9-1 難波ビルディング203号室	050-5840-3114	
- ANXIP	就労移行支援事業所ウェルビー大阪天王寺駅前センター	545-0052	大阪市阿倍野区阿倍野筋2-1-29 AITビル3階	06-4703-3252	06-4703-3254

# 7章 障がい者総合支援制度※

※以下、障害者総合支援法に基づく制度のことを「障がい者総合支援制度」としています。

# (1) 障害者総合支援法について 9 知 精 働

障がい保健福祉施策は、平成15年4月から支援費制度による利用契約制度が導入され、利用者が自ら事業者を選択して、サービスを利用するという仕組みが始まり、障がい者のサービス利用が飛躍的に拡大しました。

その一方で、障がい種別ごとに縦割りでサービスが提供され、施設や事業の体系が複雑であることなどが課題として指摘されてきました。

これらの課題を解決するとともに、障がいのある方々が利用できるサービスを充実し、一層の推進を図るため、平成18年4月から障害者自立支援 法が施行されました。

内容

その後、平成25年4月には障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)が施行され、障がい福祉サービスの対象に難病等による障がいのある方が加わりました。法に基づくサービスには、居宅介護や重度訪問介護、行動援護、療養介護等のサービスを行う「介護給付」、自立訓練や就労移行支援、就労継続支援等を行う「訓練等給付」、サービス等利用計画の作成等を行う「計画相談支援給付」、地域移行・地域定着を支援する「地域相談支援給付」、更生医療や育成医療等の「自立支援医療」、「補装具費の支給」、相談支援や意思疎通支援、移動支援等を行う「地域生活支援事業」などがあり、これらの支援が総合的かつ計画的に行われることを基本理念として障がい者総合支援システムを構築しています。

これらのサービスを利用するためには、市町村へ申請手続きを行い、障がい支援区分の認定(介護給付、訓練等給付の共同生活援助(介護を伴う場合))、支給決定を受けた上で、指定事業者・施設等との契約や指定医療機関での受診を行っていただくこととなります。

【自立支援医療 ⇒ 第4章、補装具 ⇒ 第5章を参照】

窓口

居住地の福祉事務所または町村障がい福祉担当課(資料編1ページ) 【指定事業者・施設の情報】

独立行政法人福祉医療機構ホームページ

WAM NET http://www.wam.go.jp/

# (2) 主なサービスの概要

# ●自立支援給付関係

	居 宅 介 護 (ホームヘルブ)	入浴、排せつ、食事の介護など居宅での生活全般にわたる 援助の提供
	重度訪問介護 <sup>(※)</sup>	重度の肢体不自由の方又は重度の知的障がいもしくは精神障がいにより行動上著しい困難がある方に対して、居宅での入浴、排せつ、食事の介護など生活全般の援助のほか、外出の際の移動中の介護など総合的な支援を提供
	同行援護	視覚障がいによって移動に著しい困難がある方に対して、 外出の際に、必要な情報の提供や移動の援護、その他必要 な援助を提供
介護	行動援護	知的障がい又は精神障がいによって行動上著しい困難があり 常時介護が必要な方に対して、行動する際に生じ得る危険を 回避するために必要な援護や外出の際の移動中の介護その他 必要な援助の提供
給付	療養介護	医療に加え常時介護が必要な方に対して、病院で日中に行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活上の援助の提供
	生活介護	障がい者支援施設などの施設で日中に行われる入浴、排せつ、 食事の介護や創作的活動、生産活動の機会等を提供
	短期入所 (ショートステイ)	介護する方の病気などによって短期間の入所が必要な方に 対して入浴、排せつ、食事の介護等必要な支援を提供
	重度障がい者等包括 支援	常に介護が必要な方に対して、居宅介護その他複数のサービスを包括的に提供
	施設入所支援	施設に入所する方に対して、夜間に行われる入浴、排せつ、食事の介護等必要な支援の提供
訓練等給付	自立訓練	自立した日常生活や社会生活を営むため、身体機能や生活 能力の向上・維持のために必要な訓練、支援の提供

<sup>※</sup> 平成30年4月より、入院中の病院等においても、病院等の職員と意思疎通を図るうえで必要な支援を基本とした利用ができるようになりました。

_		
	就労移行支援	就労を希望する方に対して、生産活動などの機会の提供、 就労に必要な知識や能力向上のために必要な訓練を提供
	就労継続支援	企業等に就職することが困難な方等に対して、就労、生産活動などの機会の提供、知識や能力向上のために必要な訓練を提供
訓練等給は	就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て、通常の事業所に新たに雇用された方に対して、就労の継続を図るために、企業や医療機関等の関係機関との連絡調整、就労に伴う生活面の課題に関する相談、助言等必要な支援の提供
付	自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしをした方等に対して、一定の期間にわたり、日常生活の中での課題に対して必要な情報の提供や助言、関係機関等との連絡調整等必要な援助を提供
	共同生活援助 (グループホーム)	地域における共同生活住居において、相談、入浴、排せつ または食事の介護その他日常生活上の援助を提供
地域相談	地域移行支援	施設等に入所している方に対して、住居の確保その他地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を提供
支援給付	地域定着支援	居宅において単身等で生活する方に対して、常時の連絡体制の確保、緊急の事態等における相談その他必要な支援を 提供
計画相談支援給付	計画相談支援 (サービス利用支 援、継続サービス利 用支援)	障がい福祉サービス等の申請時及び支給決定時に、利用する障がい福祉サービス等の種類や内容等を定めたサービス等利用計画案及びサービス等利用計画を作成支給決定後、モニタリング期間ごとにサービス等利用計画の見直しを行う

#### ●地域生活支援事業関係

- ・地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施することにより、効率 的・効果的な事業実施が可能である事業
- 生活ニーズに応じて個別給付と組み合わせて利用することも想定できる事業

## (参考) 市町村地域生活支援事業[必須事業]

理解促進研修•啓発	地域社会の住民に対して障がい者等に関する理解を深めるための研修や啓発を行うもの
自発的活動支援	障がい者やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に 対して支援するもの
相談支援	障がい者のいろいろな相談に応じて情報の提供や助言等 を行うもの
成年後見制度利用支援	知的障がい者又は精神障がい者の成年後見制度の利用を 支援するもの
成年後見制度法人後見支援	業務を適正に行うことができる法人を整備する とともに、法人後見の活動を支援するもの
意思疎通支援	手話通訳者の派遣などを通じて、障がい者の方 の円滑なコミュニケーションを図るもの
日常生活用具給付等	日常生活を便利に、または容易にするために必要な物の給付を行うもの
手話奉仕員養成研修	日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉 仕員を養成するもの
移動支援	障がい者の外出の際に円滑な移動を支援するも の
地域活動支援センター機能 強化	創作的な活動や生産活動の機会の提供、社会と の交流促進等を図る地域活動支援センターの機 能を強化するもの

#### • [任意事業]

市町村の判断により、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な事業を実施することができます。

#### (任意事業の一例)

・福祉ホームの運営 (低料金での居室や設備の提供、その他日常 生活を援助するもの)

# (3) 障がい児支援について

		児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適 応訓練、その他必要な支援を行う
		医療型児童発達支援	肢体不自由のある障がい児に、児童発 達支援及び治療を行う
援護の実施者(市町村)	通所支	居宅訪問型児童発達支援	通所支援を受けるために外出すること が著しく困難な障がい児に、居宅を訪 問し、日常生活における基本的な動作 の指導、知識技能の付与等の支援を行 う
市町村)	援	放課後等デイサービス	就学中の障がい児に、授業の終了後又は夏休み等の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う
		保育所等訪問支援	保育所等に通う障がい児に、その施設を訪問し、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的かつ必要な支援を行う
	入所	福祉型障がい児入所支援	施設に入所する障がい児に、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識対能の付与を行う
(大阪府)	支援	医療型障がい児入所支援	施設又は指定発達支援医療機関に入所する障がい児に、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行う
同(市町村)	相談支援	障が小児相談支援	障がい児通所支援等の申請時及び支給 決定時に、利用する障がい児通所支援 等の種類や内容等を定めた障がい児支 援利用計画案及び障がい児支援利用計 画を作成する 支給決定後、モニタリング期間ごとに 障がい児支援利用計画の見直しを行う

# (4) 障がい福祉サービス利用までの流れ

① 相談・申請

市町村(または市町村の委託を受けた相談支援事業者)にサービス利用についてご相談いただき、市町村に申請します。 市町村は、利用者にサービス等利用計画案提出を依頼します。

② 調 査

市町村に申請すると生活や障がいの状況についての面接調査を 行うため、市町村や相談支援事業者の職員(認定調査員)が聞き取 り調査に伺います。

③ 審査・認定

調査の結果をもとに、市町村の審査会によって検討したうえで、障がい支援区分(心身の状況に応じた標準的な支援の度合)が決まります。

④ 決定通知

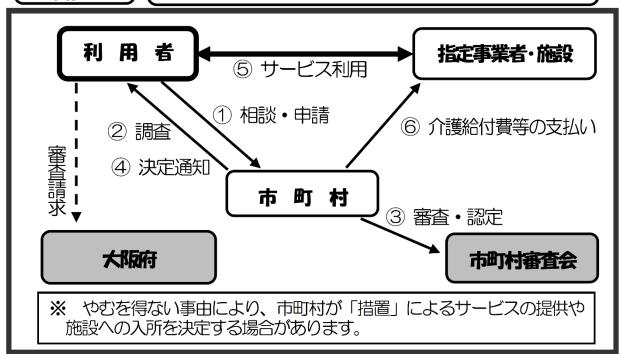
障がい支援区分の認定のあと、生活環境やサービスの利用意向などを聞き取り、提出されたサービス等利用計画案の内容も参考にして、市町村がサービスの量と1か月あたりの利用者負担限度額を決定して、受給者証を交付します。(サービスの利用意向等の聞き取りは、面接間査と同時に行うことがあります。)

※市町村の介護給付費等の支給決定に不服があるときは、大阪府知事に対して審査請求することができます。その際には、利用者または関系者の方から意見等を聴取することがあります。

⑤ サービス利用

利用者は、特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画に 基づき、指定事業者・施設の中からサービスを受ける事業者を選択 して、サービスの利用申し込みや契約を行います。サービスを利用 したときは、利用者負担額を指定事業者・施設に支払います。

⑥ 介護給付費 の支払い 市町村はサービスを提供した事業者に対して国民健康保険団体連合会を通じて介護給付費等を支払います。



# (5) 障がい支援区分とは

平成18年4月から障害者自立支援法が施行され、障がい福祉サービスを受けるに際し、障がい者の心身の状態を総合的に示す区分である「障がい程度区分」が導入されましたが、平成24年6月に成立した障害者総合支援法において、障がい者等の障がいの多様な特性その他心身の状況に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを示すものとして「障がい支援区分」と改められ、平成26年4月から施行されました。

障がい福祉サービスを受けようとする方は、市町村から障がい支援区分の認定を受ける必要があります。新規にサービスを受ける方については、市町村に支給申請を行っていただく必要があります。

障がい支援区分の判定は、認定調査員が、申請者(調査対象者)及び介護者等から80項目の調査項目に関する聞き取りを行った結果や医師の意見書等をもとに行われます。

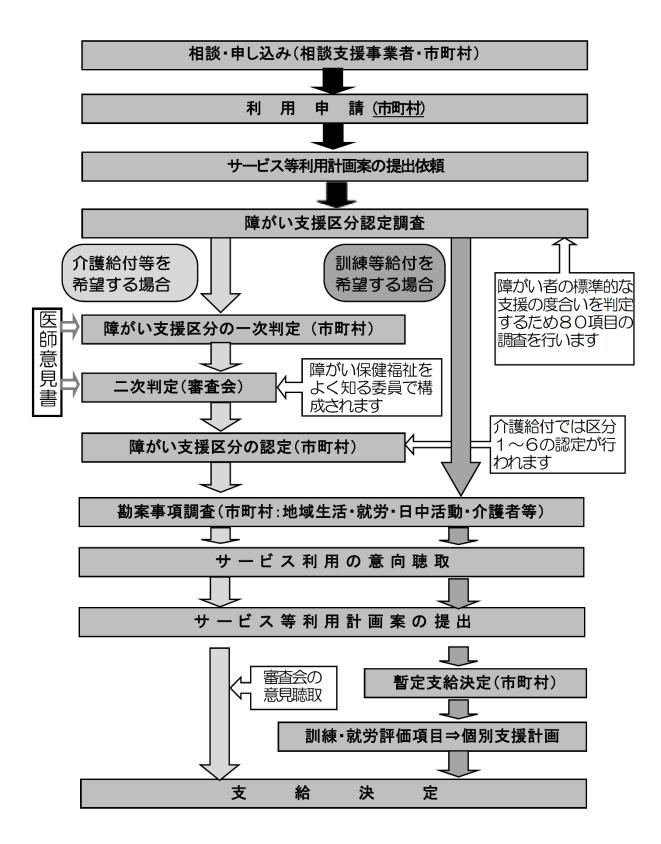
具体的には、障がい支援区分は、コンピュータによる一次判定と、それを受けた市町村審査会による二次判定を経て判定されます。

#### 【留意点】

認定調査員は、障がい特性を十分に理解した上で、申請者(調査対象者)から聞き取り調査を行いますが、調査にあたっては、障がい特性を十分に踏まえた適切な判断を行う必要があります。

単に「できる」か「できない」ということだけでなく、心身の状況を 十分に聞き取ることが必要です。また、質問項目だけでは判断できない ような特性については、特記事項に記述することが大切です。

# (6) 障がい支援区分の認定と支給決定の仕組み



※ 同行援護については、利用申請の後、同行援護アセスメント調査による調査を行います。 詳細は、53ページをご覧ください。

# (7) 障がい支援区分と介護給付の関係

障がい支援区分と利用できる介護給付サービスとの関係については、下表の とおりです。(同行援護については、次ページ参照)

	非純	図分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	備 考
居宅/護 (ホーム/ソレブ)								通売等介助(身体/護を伴う)については、障が、支援区分が2以上であって、障が、支援区分が2以上であって、障が、支援区分の認定問査項目の要件を満てす必要あり
重要胡介護					知的障が いにより ※1 病 の障がい ョン支援	いもしく 常時介護を 完等に入院 者がコミ	又は重度の は精神障が を要する方 (でなる) (では入所中 コニケーシ に利用する	二肢以上に麻痺等があり、認定調査項目の内、歩行、移乗、排尿、排便のいずれも「支援が不要」以外の方又は、認定調査項目のうち、行動関連項目等の合計点数が10点以上である方(その他経過措置もあり)
同行援隻								同行援等アセスメント調査票による、調査項目中「視力障がい」、「視理弾がい」及び「夜盲」のいすれかが1点以上であり、かつ、「移動等がい」の点数が1点以上の方。 (従前の身体介護を伴う場合・伴わない場合の分類を廃止)
行動援養				的又类		5(行動関連	T護が必要な知 車項目等の合計	精神・知的障がいのみ対象
療養介護						*2	知识的。 大山明路装着者。 金) ※3	※2 区分5以上に該当し、以下のいずれかに該当する方(b) ・重点心息障が、者又は進力性筋萎縮症患者 ・医療的ケアの泮啶スコアが16点以上の方 ・認定調査項目のうち、行動関連項目等の合計点数が10点以上かつ医療的ケアスコアが8点以上の方 ・遷延性意識障がい者であって、医療的ケアスコアが8点以上の方 ※3 a又はbに準ずる者として、市町村が認めた方
生活介護			<b>%</b> 4					※4 50歳以上の場合、 区分2からサービス利用可能
生活介護 (施設入所支援を 利用する場合)				<b>%</b> 5				※5 50歳以上の場合、 区分3からサービス利用可能
短期入所 (ショートステイ)								
重度障がい者等包括支援							<b>%</b> 6	※6 区分6かつ、ALS、強度行動障がいなど常時介護を要する障がい者等で、意思疎通に著しい困難を有し、四肢に麻痺があり呼吸管理を行っている身体障がい者若しくは最重度知的障がい者又は行動関連項目等の合計点数が10点以上である者
施設入所支援 (章が、者支援服 での複唱ケア)				<b>%</b> 7				※7 50歳以上の場合、 区分3からサービス利用可能

### (8) 利用者負担の仕組み



- (注) 障がい児施設の利用の場合も同様です。
- ※ 令和元年10月から、就学前の障がい児の発達支援に係る費用が無償化されたことに伴い、 負担上限月額の考え方が変更されています。(詳細は56ページ)

# ■ 高齢障がい者の介護保険サービスに係る利用者負担軽減制度について

内容	65歳になるまでに5年以上、特定の障がい福祉サービス(※1)の支給決定を受けていた方で一定の要件を満たす場合は、申請をすれば、介護保険を行後に利用した相当する介護保険サービス(※2)の利用者負担を事業所等へ支払った後、償還されます。 ※1 居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所生活介護、 ※2 訪問介護、通所介護、地域密管型通所介護、短期入所生活介護、 小規模多機能型居宅介護 「償還を受けるには、事前に市町村障がい福祉担当課への申請の提出が必要です。 要件に該当することを申告し、市町村から決定を受ける必要があります。
対象者	次の①~④の要件をすべて満たす方 ① 65歳に達する日前5年間、特定の障がい福祉サービス(※1)の支給決定を受けており、介護保険移行後、これらに相当する介護保険サービス(※2)を利用すること。 ② 利用者の方とその配偶者の方が、当該利用者が65歳に達する日の前日の属する年度(65歳に達する日の前日が4月から6月までの場合は、前年度)において市町村民税は開税者又は生活保護受給者等であったこと。(申請時も同様) ③ 障がい支援区分(障がい程度区分)が、区分2以上であったこと。 ④ 65歳に達するまでに介護保険去による保険給付を受けていないこと。
窓口	居住地の市町村障がい福祉担当課(資料編1ページ)

# ■ 就学前の障がい児の発達支援の無償化について

	令和元年10月1日から、3歳から5歳までの障がいのある子どもたちのための児童
	発達支援等の利用者負担が無償化されています。
	無料となるサービスは、児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅が問型児童発達支
	援、保育所等が問支援、福祉型障が、児入所施設、医療型障が、児入所施設です。
内容	※利用者負担以外の費用(医療費や、食費等の実費で負担しているもの)は支払う必
	要があります。
	※幼稚園、保育所、認定こども園等と、上記のサービスの両方を利用する場合は、両
	方とも無賞化の対象となります。
対象者	対象となる期間は、「満3歳になって初めての4月1日から3年間」です。
	児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅が問型児童発達支援、保育所等が問支援:
***	居住地の市町村障がい福祉担当課(資料編3ページ)
窓口	福祉型障が、児入所施設、医療型障が、児入所施設:
	子ども家庭センター(資料編21ページ)